

墨田区耐震化助成制度／建物の所有者がお亡くなりになっている場合の申請について (所有権移転登記をしていない場合)

※本説明は、墨田区耐震化促進事業における各種助成を利用される方を対象としています。

「助成対象確認申請」の際には、建物の所有者を証明する書類として“建物の登記簿全部事項証明書（原本）”や“家屋課税台帳の写し(原本)”などの添付が必要になります。

しかし、そこに記載されている所有者がすでにお亡くなりになっていて、所有権移転登記もお済みでない場合もあるかと思えます。

その場合は、故所有者の法定相続人（配偶者及び相続順位の高い方たち）にあたるすべての方から、実印による承諾を得ていただく必要があります。

【追加提出が必要となる書類の例（①～③すべて必要）】

① 所有者（登記簿等に記載の方）の出生から死亡までの戸籍謄本（原本）

→法定相続人となる、配偶者や子（相続順位第1位）らの存在を明らかにします。

※前妻・前夫の間に子がいる場合は、その子らも相続順位第1位です。

※必要な戸籍は、「出生から死亡まで」のすべてです。

出生により親の戸籍に新しく加わったときのもの、婚姻等により親元から独立したときのもの、再婚後のもの、死亡により除籍となったことがわかるもの…などが必要になります。

（戸籍謄本は、戸籍を作った当時の自治体で請求可能です。）

※配偶者や子が既に死亡されている場合は、それがわかるもの（除籍）も必要です。

② 存命する法定相続人すべてからの承諾書（実印での承諾）

→例) 所有者の妻が助成金申請者で、その間に子が2人いる場合

【申請者】欄には、他の申請書類と同様に妻が記名・押印してください。

【承諾者】欄には、子2人の記名・押印（実印）をしてください。

③ 承諾者の印鑑登録証明書（原本）

→承諾書に押した実印の、印鑑登録証明書（原本）を添付してください。

※承諾書に記載した住所と、印鑑登録証明書に記載された住所が一致していることを確認してください。

その他、ご不明な点は下記担当まで

墨田区 不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当

(直通) 03-5608-6269 (内線) 3963